

# 小野小学校 P T A 会則

# 小野小学校 P T A 会 則

## 第1条（名称）

この会は小野小学校 P T A と呼び、事務所を小野小学校内におきます。

## 第2条（目的）

この会は教育基本法に則り、子ども達のしあわせを願って家庭・学校・地域社会が協力しあ  
って、子ども達の健全な成長をはかります。

## 第3条（活動）

子ども達のよりよい成長を願い、会員がともに学び、ともに活動します。子どもの環境をよくする  
為に、学校・家庭・地域が連絡を密にして目的の実現に努力します。

## 第4条（会員と会費）

本校に在籍している子どもの保護者（又は、それに関わる人）と、教職員を会員とします。この会の  
運営や活動費は会費でまかなわれ、1年間1家庭3,000円、教職員その他の会員も3,000  
円とし、平等の権利と義務を有します。

## 第5条（機関）

この会は次の機関をおきます。

- |          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 1. 総会    | 4. サポート委員会 | 7. その他 |
| 2. 役員会   | 5. 選考委員会   |        |
| 3. 地域委員会 | 6. 小野おやじの会 |        |

## 第6条（役員）（会計監査）

この会は次の役員と会計監査をおき、原則毎月1回役員会を開き、各会合から出された事柄を協議  
し、この会の運営にあたります。

会 長（1名）・・・この会の代表者で各会合を招集し、決められた事を執り行います。

副会長（若干名）・・・会長を助け、会長に事故があれば代行します。

会 計（1名）・・・会計の事務を行い、報告します。（補佐をおくことができます。）

庶 務（若干名）・・・P T A 活動に関する業務を執り行います。

会計監査（3名）・・・会計の監査をし、その結果を総会にて報告します。

## 第7条（委員会）

### ①地域委員会

○地域に応じて何人かを選び、地域を中心に身近なことを話し合い、地域での教育環境をよくします。

○地域委員の互選により委員長3名（小野委員長、勸修寺委員長、大宅委員長）を決定し、地域委員会を開きます。

### ②サポート委員会

○各学年×4名を選出します。（ただし、委員数は必要に応じて役員会で変更できるものとします。）

○児童の福利向上に努め、教養を高めるための企画を実行し、広報活動を行います。

○PTA役員のもと、サポート委員会を開きます。

## 第8条（小野おやじの会）

平成28年4月1日より、小野小学校PTAに編入します。PTAと協力しPTAに準じて活動します。地域各種団体から活動要請があった場合は、PTA会長とおやじの会会長が協議の上、これを決定します。必要があれば、おやじの会会長は役員会に出席します。

## 第9条（総会）

年2回開くことを原則とします。委任状を含め会員の5分の1で成立し、議長は役員を除く出席会員から選びます。総会は運営の方針・事業・予算・決算・役員・その他のことを出席者の過半数で決めます。議案は5日前までに全会員に知らせます。

## 第10条（選挙と任期）

役員及び会計監査の選考、任期については、別に定めた役員選考細則により行います。

①サポート委員については、立候補を優先します。

②立候補が必要人数を満たさなかった場合は選出を行い、委員を決定します。なお、選出方法については別紙「サポート委員選出方法について」に基づいて行います。

③選出後、別に定めた各サポート委員の取り決め等に従い活動された方は、次年度1年間サポート委員（地域委員は除く）を免除します。

## 第11条（会計）

この会の経費は会費その他の収入でまかなわれます。会費の額は総会で決めます。

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

## 第12条（リコール）

会員の10分の1以上の署名があり、総会の出席者の3分の2が認めれば、役員・委員を罷免出来ます。

第 13 条（規約改正）

1 ヶ月前に全会員に知らせ、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正出来ます。

付 則

この規約は昭和54年 4月 1日から使われます。

昭和55年	5月19日	一部改正
昭和58年	3月16日	一部改正
平成 2年	4月 1日	一部改正
平成 4年	4月 1日	一部改正
平成 6年	4月 1日	一部改正
平成 7年	4月 1日	一部改正
平成14年	4月 1日	一部改正
平成15年	3月13日	一部改正
平成25年	3月 6日	一部改正
平成26年	3月 5日	一部改正
平成28年	3月 9日	一部改正
平成31年	3月 6日	一部改正
令和 5年	3月 8日	一部改正
令和 6年	3月11日	一部改正

# 小野小学校 P T A 慶弔規定

第1条 この規定は京都市立小野小学校 P T A（本会と称す以下同じ）会則の趣旨に則り、会員相互の親睦をはかり、本会の目的を達成するため会員の慶弔などについての取り扱いを定める。

（慶弔の範囲）

第2条 慶弔の範囲は、この規定による慶弔の他、お見舞い及び餞別とする。

第3条 会員及び児童が次の各号の1つに該当することがあった時は、前条の規定によるものとする。

（1） 会員又は児童の被災

ア) 会員又は児童が被災の場合は、前例のない時は役員会で審議し決定するものとする。

イ) 被災とは、火災・交通等の災害をいう。

（2） 会員又は児童の慶弔

ア) 本校の児童の場合

香典 3,000円

供花料 時価

イ) 会員の場合

香典 3,000円

供花料 時価

（供花料に代わり、しきみ1対も可）

（3） 学校職員が病気等の場合

引き続き1ヶ月以上休養した場合、3,000円を見舞いとして贈る。

（4） 学校職員の結婚・出産に際しては、結婚の場合は5,000円を、出産の場合は3,000円を贈り祝意を表す。

（5） 学校職員の転・退職の場合については、次の基準により謝意を表す。

本校在籍1年以上 一律 5,000円

（6） この規定によりがたい事情が生じた時には、役員会の協議によるものとする。

第4条 本規定に該当しない不慮の災害、不幸の起こった時は、その都度役員会に於いて、その見舞いなどの方法を決定施行するものとする。

第5条 改廃

規定の改正については役員会で審議し決定する。

第6条 この規定は昭和55年12月 1日から施行する。

昭和58年 9月 8日 一部改正

平成 2年 4月 1日 一部改正

令和 5年 3月 8日 一部改正

# 小野小学校 P T A 役員選考細則

## 【総 則】

第 1 条 本会会則第 6 条及び第 10 条の役員、会計監査の選考は、この細則に基づいて行います。

第 2 条 補欠選考その他、臨時に役員及び欠員が生じた場合は、その都度この細則に基づいて行います。

## 【選考委員会】

第 3 条 翌年度の役員選出にあたり、選考委員会を設けます。

第 4 条 選考委員会は、役員経験者より若干名選出し、そのうち 1 名を長とします。

第 5 条 選考委員会は、次の業務を行います。

①毎年 2 学期中に、翌年度役員選考に関するその計画の内容（当該年度役員立候補及び推薦の諸注意事項他）を全会員に告示します。

②役員の立候補者の立候補及び推薦の受付は、7 日後に締切り直ちに告示します。

ただし、以後立候補については選考状況を鑑み、現状に応じた対応ができるものとします。

③第 5 条②による役員候補の該当者が定員に満たない場合は、別途選考業務に入ります。

④翌年度の役員選考に関する立候補及び推薦、又は別途選考業務に関する選出作業についての管理を行います。

⑤役員選考終了後、当選者及びその結果を確認し、直ちに総会に報告するとともに、全会員に告示します。

第 6 条 選考委員会の任期は、2 学期中に始まり、役員選出に関する業務終了と同時に解散します。

## 【候 補 者】

第 7 条 立候補と推薦の資格については以下の通りとします。

①全ての会員は立候補し、また推薦を受ける資格と、推薦をする権利を有します。

②翌年度 4 月より、小野小学校に子どもが入学し会員となる予定の非会員の保護者は、役員会の承認を得て、立候補、または推薦を受ける資格を有します。

第 8 条 役員の立候補者及び推薦者は、所定の用紙に候補者の氏名・住所・役職名・その候補者の本校児童の現学級と氏名を、告示後 7 日以内に選考委員会に届出なければなりません。

第 9 条 立候補者及び推薦者は、理由を文書によって選考委員会に提出しなければなりません。

第 10 条 会計監査の選出は、役員会で選考し協議の上決定します。

## 【選 考】

第 11 条 選考方法については、選考委員会と役員会で協議の上決定し、全会員に告示します。（細則第 12 条または 13 条）

第 12 条（選挙）

①選挙は、告示当日在籍会員の 5 分の 1 以上（委任状含む）の総会成立を認めた場合、出席会員の投票によって行います。

②投票同数の場合の該当者については、出席会員により決定投票を行います。

③選挙は、1家庭につき1票とします。

④下記の投票は無効とします。

1. 所定の用紙を使わないもの
2. 氏名の判別しにくいもの
3. 被選挙者を誤ったもの
4. 記載不備があるもの

#### 第13条（抽選）

①抽選は会長及び教職員1名以上の立会いの下、必要人数を現1年生～4年生の会員対象で行うものとします。

②抽選で選出する場合の定員人数については、役員会で協議し、決定するものとします。

#### 第14条（その他）

第12条（選挙）または第13条（抽選）以外の方法で選出する場合、役員会で協議し決定の上、すみやかにその理由と内容を会員に告示し、その業務に移行します。

#### 【信 任】

第15条 選考委員会に於いて選出された役員及び会計監査候補者は、総会にて信任を受けることとします。

#### 【役員及び会計監査の任期】

第16条 役員、会計監査の任期は2年とし、再任の意思を尊重します。任期が終わっても次の役員及び会計監査が決定するまでは、その業務にあたります。

#### 【役員免除】

第17条 役員及び地域委員長経験者は、下記を免除されます。

- ①地域委員長経験者は、地域委員長。
- ②役員経験者は、サポート委員及び地域委員長。
- ③任期途中で辞める場合、決算総会で承認された場合のみ免除する事とする。

#### 【改 廃】

第18条 細則の改廃は、総会に於いて承認を得るものとします。

付 則

この細則は昭和55年 9月19日から使われます。

平成 2年 4月 1日 一部改正

平成 6年 4月 1日 一部改正

平成 9年 4月 1日 一部改正

平成15年 3月13日 一部改正

平成18年 3月13日 一部改正

平成20年 3月10日 一部改正

平成25年 3月 6日 一部改正

平成28年 3月 9日 一部改正

令和 2年 3月 4日 一部改正

令和 6年 3月11日 一部改正